

電気料相当額の納入について

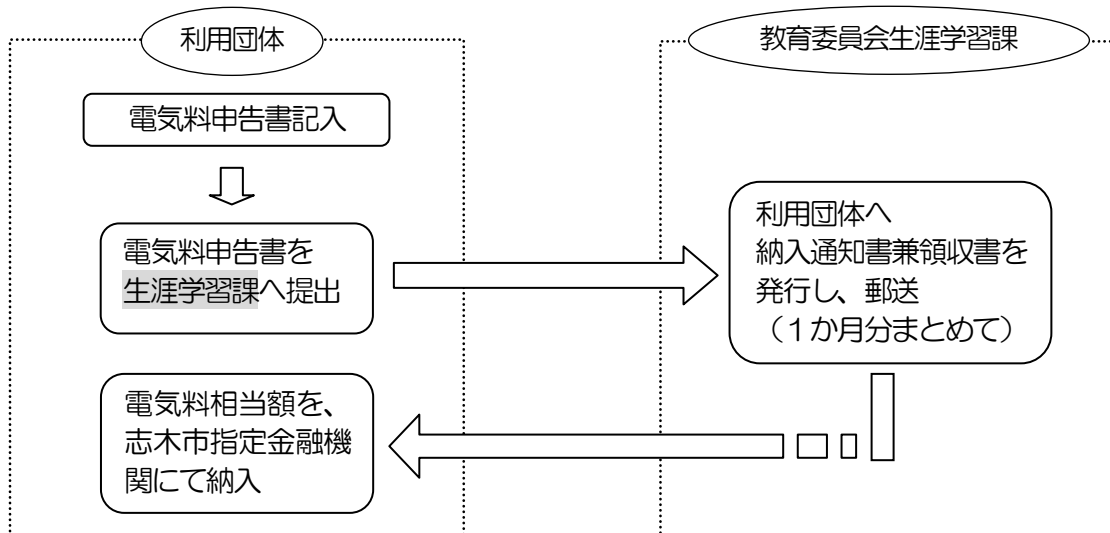
学校体育施設の開放事業は、長い間、市民の皆さんのご協力により、地域スポーツの振興と青少年の健全育成に大きく寄与してまいりました。一方、学校開放事業が学校施設（体育館）の使用電気料において、大きなウエイトを占めており、財政状況及び負担の公平性の観点から問題提起をさせていただき協議を重ねた結果、使用した電気の時間に応じ、電気料相当額をご負担いただくことといたしました。利用団体の皆さまには何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

◇電気料の金額は？◇

照明の使用について、1団体につき、1時間当たり200円です。ただし、端数の時間は切り上げとなります。

例 1時間15分の使用・・・2時間分の電気料 @200円×2時間=400円

◇納入方法の流れ◇



① 利用団体は、照明を使用した時間をその都度、電気料申告書に記入してください。
照明を使用した月の翌月10日までに、学校体育施設電気料申告書を生涯学習課へ（FAX又は持参で）提出してください（申告書の記入に当たっては、学校施設利用日誌を参考としてください）。

② 教育委員会は、利用団体へ納入通知書兼領収書を発行し、団体の代表者に郵送します。
利用団体には原則、電気料申告書に基づいた1か月分の電気料を納めていただきます。

③ 利用団体は、納入期限までに志木市指定金融機関等で電気料相当額を納入してください。

◇お願い◇

施設利用の際、原則、持ち込み電気の使用は不可となります。ご協力をお願いいたします。

【問合せ】 志木市教育委員会生涯学習課
TEL 048-473-1111 内線3141